明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
特定計量器型式承認、独立行政法人自動車事故対策機構平成二十一事業年度財務諸表、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、輸出入・港湾関連情報処理センター落札、住宅型式性能認定関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三四
会社その他
会社決算公告　三七

省令

○国土交通省令第五十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十一条及び第百十九条の二の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。